台北市日本工商会　会員様各位

台北市日本工商会　知的財産委員会

委員長　　吉村　明

**台北市日本工商会　第８１回知的財産勉強会開催のご案内**

拝啓

平素は知的財産委員会の知財活動にご協力頂きありがとうございます。この度、第８１回知財勉強会を（公財）日本台湾交流協会と共催にて開催します。

２０２４年５月１日、一部の条文を改正した商標法が施行されました。知的財産権の中でも商標権は、自社の商品やサービスと他社のものを区別する機能などを有し、事業活動を行う上で極めて重要な役割を果たしています。今回は、「ビジネスパーソンが知っておくべき商標の基礎知識および商標法改正の概要」と題して、臼井先生よりご講演していただきます。

事業活動を行う上で、なぜ商標権を取得する必要があるのか、取得しないとどのようなリスクがあるのかという基礎知識に加え、今回の商標法改正の概要を分かりやすく解説していただきます。ご多忙とは存じますが、多くの皆様方のお申し込みと、ご参加をお待ち申し上げております。

※会場に加えオンラインでも配信します。希望者は（オンライン希望）と明記ください。

敬具

－　記　－

**日時：２０２４年７月３１日（水）１４：００～１６：００　（受付開始　１３：４５）**

**場所：台北市日本工商会　（台北市中正区襄陽路９号　富邦城中大楼７楼）　会議室**

**演題：「****ビジネスパーソンが知っておくべき商標法の基礎知識および商標法改正の概要」**

**講師：****恆融智慧財産事務所 商標代理人/商標・企画部長　臼井進　様　(日本語)**

**参加費：無料**　　（当日、受付にてお名刺を頂戴いたします）

※１号会員様以外の方が、代理で参加いただくことも可能です。また、複数名でのご参加もご相談いただければ対応いたしますので、事務局までお問い合わせください。

**申込み：**Eメールにて直接事務局に申込内容を記載の上申込みいただくか、以下申込書フォーマットにご記入の上FAX してください。

尚、**Eメール**でのお申込みの際には、件名に**「第８１回知的財産勉強会」**と記載下さい。

**２０２４年７月２４日（水）迄**にお願い致します。

**質問の事前受付：**今回のテーマに関する質問を事前に受け付けます（当日勉強会内でも質問可能です）。書式は問いませんので、下記宛てにメールでお寄せください。

**お申込及び問合せ先：知的財産委員会事務局　　陳盈穎　宛**

**Mail : tinachen@japan.org.tw**

**Tel: ０２－２３６１－００５２　　内線１０３**

**オンライン配信に関する留意事項：**

1. Microsoft Teamsで配信します。
2. パソコン、パブレット、スマホでの受講が可能です。
3. アクセス方法等は、Eメールにて別途受講者に連絡します。

- - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -

**＜宛先＞　台北市日本工商会　知的財産委員会事務局 （ Ｆａｘ : ０２－２３８２－００６２ ）**

* ７月３１日（水）の勉強会 □　ご出席 □　ご欠席

貴社名 ：

参加者ご氏名① ：

　　　　　　ご連絡先：Mail(必須)

　　　　　　　　　　　　　Tel(必須)

　　　　　　オンライン希望　□

参加者ご氏名② ：

　　　　　　ご連絡先：Mail(必須)

　　　　　　　　　　　　　Tel(必須)

　　　　　　オンライン希望　□

* 今回のテーマに関する質問事項：